

正本

平成24年(ワ)第3671号外 大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本 修三 外

被告 国 外1名

証 拠 申 出 書

一赤松氏/村上氏、斉藤氏、今井氏、林氏、添田氏/國分氏、三瓶氏、福島氏一

2024年(令和6年)4月16日

京都地方裁判所 第6民事部合議はB係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 出 口 治 男



同 渡 辺 輝 人



外

第1 原告本人の申出（赤松氏）

1 原告本人の表示

〒658-0065 神戸市東灘区御影山手2丁目16-19

原告 赤松純平
(同行・主尋問120分)

2 立証の趣旨

- (1) 大飯原発敷地の地域特性、地盤特性について
- (2) 同原発の地盤特性についての原子力規制委員会の審査の過誤（審査すべき事項を審査しなかったこと）について
- (3) その他本案に関する事項

3 尋問事項

- (1) 原告の経歴、専門などについて
- (2) 基準地震動策定における問題について
 - ア 地盤構造の評価の合理性について
 - (ア) 物理探査の結果は地盤構造が不均質で不整形であることを示していること
 - (イ) それにもかかわらず、基礎岩盤は堅硬で均質な構造であると判断されていること
 - (ウ) その合理的な根拠が示されていないこと
 - (エ) 脆弱なCM級が広く分布していることなどにより地震波速度の低下が示されていること
 - (オ) それにもかかわらず、より堅固なCH級岩盤で地盤が構成されているかのような地質断面図を提示して構造を評価していること
 - イ 地盤モデルの妥当性について
 - (ア) インバージョン解析において、物理探査の結果と矛盾する恣意的な条件設定をしていること
 - (イ) その結果、原子炉建屋が解放基盤の数10m上方の土質地盤層内にあるとしたり、第1層を割愛し第2層以下を数十メートル持ち上げて基準地震動計算用の地盤モデルとするなどの不合理な操作を行っていること

- (ウ) 観測位相速度は短周期で小さく、長周期に向かって増減しながら増加しており、深部に低速度層のあることを示しているにも拘わらず、深部に向かって速度を単調に増加させていること
- ウ 基準地震動の妥当性について
 - (ア) 地盤モデルとして調査結果より堅固で均質な構造を用いていること、地盤構造の不確かさを考慮していないこと、地盤の減衰定数を大きく設定していることにより、地盤による増幅率が過小に評価されていること
 - (イ) 震源特性が平均的な地震像に依拠して策定されていること、若狭湾沿岸地域で発生する地震の特性を考慮していないこと、により、解放基盤での強震動が過小に算定されていること
 - (ウ) 震源特性が実地震の複雑な断層破壊過程を反映しておらず、このため、FO-A～FO-B～熊川断層で2016年熊本地震や2018年大阪府北部地震をスケールアップした地震が発生すると基準地震動を超過すること
- (3) 基準地震動による地盤のすべり安定性評価における問題について
 - ア 解析用地盤モデルと解析用物理定数の妥当性
 - (ア) 原子炉建屋基礎の岩級分布は多くがCM級であるにもかかわらず、ほとんど全ての岩盤をCH級としてモデル化し、すべり安全率を実際よりも大きくしていること
 - (イ) 岩石の引張強度を岩盤の引張強度に流用して岩盤の引張強度を大きく設定することにより、すべり破壊の危険性を隠蔽していること
 - イ 解析結果の評価の妥当性
 - (ア) せん断破壊の判定を引張応力の大小に転換していること
 - (イ) すべり面に沿ってせん断破壊が生じ、破壊要素が局所的に集中しているにも拘わらず、要素ごとのせん断強度の判定結果を明示せず、周辺への進行性破壊等についての検討を不要としていること
 - (ウ) 基盤岩の速度の異方性の影響を考慮していないこと
- (4) その他本案に関する一切の事項

第2 原告本人の申出（村上氏）

1 人証の表示

〒917-0382

福井県大飯郡おおい町名田庄久坂11の3の2

原告 村上道子 (同行、尋問時間30分)

2 立証事項

大飯原発に関する「避難計画」、それに基づく「住民避難マニュアル」の問題点—現実的実効的でないこと

3 尋問事項

(1) 原告は大飯原発・高浜原発からもUPZ(原発から30km圏内)に住んでいること

(2) 原告の同居家族構成及び健康状況等について

(3) 避難計画(住民避難マニュアル)において当事者は、どのように対応しなければならないことになっているか。

ア 1月1日の能登半島大震災がある前—「避難指示が出るまで」屋内退避を原則としていることについて原告の家族を例に「屋内退避」が、現実的でなく実効性がないことについて具体的な説明。

イ 屋内退避のあと「避難指示が出たあと」は避難することになっていることについて

- ・ 避難指示は、誰がどのタイミングですることになっているのか。
- ・ 避難指示は、有効適切なタイミングで出されると思うか。
- ・ 避難指示が出た場合に避難することができるか。—避難経路の問題

ウ 原告の居住地での安定ヨウ素剤の配布について

エ 2024年1月1日、能登半島大震災があった時以降どのように思っているか。

- ・ 屋内退避は、地震があった場合は、家そのものが壊れて屋内退避そのものできないこと。

- ・ 退避の方法については、現時点でマニュアルの変更はあるか。
- ・ 物理的にも屋内退避ができない場合はどうすることになっているのか。
- ・ 避難経路については、早期の避難は現実的に可能か。

(4) 原告の思い

(5) その他、本件に関連する一切の事項

第3 原告本人の申出 (斉藤氏)

1 人証の表示

〒 623-0031 綾部市味方町宮ノ上25の8

原告 斉藤 信吾

(同行、尋問時間30分)

2 立証趣旨

綾部市地域防災計画が、飲料水確保の点、要配慮者の避難の点で実効性を確保できていないことを立証する。

3 尋問事項

- (1) 斎藤氏の居住場所、大飯原発との距離
- (2) 斎藤氏の業務内容
- (3) 綾部市地域防災計画の概要
- (4) 大飯原発で事故が発生した場合、綾部市地域防災計画が綾部市のダム、河川との関係でどのような計画を立てているか
- (5) 大飯原発で事故が発生した場合、綾部市地域防災計画が要配慮者との関係でどのような計画を立てているか
- (6) 綾部市地域防災計画の評価
- (7) その他本件に関連する一切の事項

第4 原告本人の申出 (今井氏)

1 人証の表示

〒601-0703 京都府南丹市美山町芦生風呂ノ上20-2、21合地

原告 今井 崇 (同行 尋問時間 30分)

2 立証趣旨

原告今井が居住する南丹市美山町芦生の生活環境、自然の豊かさ、生活道路の状況、天候・災害の状況及び原告今井の仕事の内容及び生活実態を立証することで、大飯原発において事故が発生した際の南丹市美山町芦生における避難の困難性、原発事故により南丹市美山町芦生のかげがえのない自然が奪われることを立証する。

3 尋問事項

1. 原告今井の居住地と大飯原発との距離
2. 原告今井の仕事の内容及び生活実態
3. 南丹市美山町芦生の生活環境、自然の豊かさ
4. 生活道路の状況及び天候・災害の状況
5. 原告今井及び南丹市美山町芦生の住民らの南丹市美山町芦生に対する思い
6. その他本件に関連する一切の事項

第5 原告本人の申出 (林氏)

1 人証の表示

〒603-8225 京都府京都市北区紫野南舟岡町 8 6

原告 林 森一 (同行、尋問時間 30分)

2 立証趣旨

左京区久多地域における大飯原発事故時の「避難」の不可能性

3 尋問事項

- (1) 原告の生家である左京区久多地域の大飯原発・高浜原発からの距離
- (2) 左京区久多地域において実施された避難訓練の際の様子
- (3) 左京区久多地域において実施された避難訓練において顕在化した、避難計画の問題点

- (4) 左京区久多地域における避難行動の不可能性
- (5) 左京区久多地域が放射性物質により汚染された場合に想定される被害
- (6) 原告の思い
- (7) その他、本件に関連する一切の事項

第6 原告本人の申出 (添田氏)

1 人証の表示

〒624-0118 京都府舞鶴市西方寺 1099

原告 添田光子 (同行、尋問時間30分)

2 立証の趣旨

- (1) 原発事故が起きた場合の舞鶴市の避難計画は、同市の地理や交通状況、住民の年齢等を踏まえれば、不十分かつ非現実的なものであること
- (2) 原発事故が起きた場合の舞鶴市における農業への影響の甚大性

3 尋問事項

- (1) 原告添田の職業、居住地及びその生活環境ないしは同所の地理
- (2) 原告添田の居住地周辺の住民が、災害時において迅速な避難をすることの現実的可能性
- (3) 原発事故発生時に備えて舞鶴市が作成している避難計画の認知度及びその内容
- (4) 原発事故発生時の農業への影響
- (5) 舞鶴市におけるヨウ素剤の備蓄及び配布計画
- (6) その他、本件に関連する一切の事項

第7 証人の申出 (國分氏)

1 人証の表示

福島県相馬市黒木字迎畑 9 1 - 1 2

証人 國分 富夫

(呼出・主尋問60分)

2 立証趣旨

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所爆発事故以前の南相馬市小高区での生活の状況、同爆発事故による避難の状況、避難に伴う自身及び家族、親族等の生活及び心身の状況、現在の南相馬市小高区の状況を立証することで、原子力発電所で事故が発生した際の避難の困難性及び避難することによる被害の甚大さについて立証する。

3 尋問事項

- (1) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所爆発事故以前の生活状況
- (2) 同事故以前の家族及び親族の状況
- (3) 同事故発生後の自身及び家族、親族それぞれの避難の状況
- (4) 同事故発生後の自身及び家族、親族それぞれの生活状況
- (5) 同事故発生後の自身及び家族、親族の心身や体調の変化などの状況
- (6) 原子力発電所事故に伴う避難の実相
- (7) 現在の住居及び生活の状況
- (8) 現在の南相馬市小高区の状況
- (9) その他本件に関連する一切の事項

第8 証人の申出（三瓶氏）

1 人証の表示

福島県双葉郡浪江町大字南津島字西ノ内35番地

証 人 三 瓶 春 江

(呼出・主尋問60分)

2 立証の趣旨

原発事故が周辺住民に回復困難な損害を与えること

3 尋問事項

- (1) 証人が幼少期に津島に移り住むことになった経緯と津島での生活状況

- (2) 証人が津島在住の夫と結婚し、大家族の一員として結婚生活をはじめた経緯
- (3) 福島第一原発事故発生以前の証人の津島での生活と地域の人々との交流状況
- (4) 福島第一原発事故発生直後の状況
- (5) 避難を決意するに至った事情と当初の避難生活
- (6) 津島が帰還困難地域となったことにより、大家族が離散し、親族とも疎遠になってしまった状況
- (7) 原状回復等を求め、提訴を決意した経緯

第9 本人尋問の申出 (福島氏)

1 原告本人の表示

〒610-0361 京都府京田辺市河原東久保田3 府宮田辺15棟211

原告 福島 敦子
(同行・主尋問40分)

2 立証の趣旨

- (1) 原発において深刻事故が発生した場合の避難の可能性と実情
- (2) 原発の深刻事故によって住民が被る被害の実情
- (3) 原発の深刻事故発生後の地域の再生可能性
- (4) その他本案に関する事項

3 尋問事項

- (1) 原告の経歴、福島第1原発事故時の生活状況について
- (2) 東日本大震災及び福島第1原発事故発生当時の状況
- (3) 避難を決意した理由及び避難の経緯
- (4) 避難所での生活について
- (5) 京都への避難を決意した理由及び避難の経緯
- (6) 京都での避難生活について
- (7) 故郷(南相馬市)に帰れない理由
- (8) 避難生活による損害
- (9) 福島第一原発事故後の健康被害
- (10) 原告自身の健康上の問題、放射線の影響への不安

- (11) 避難生活の中での子育ての負担
- (12) 国や東電に対する損害賠償請求訴訟の経緯
- (13) 原発事故による避難生活で失ったもの
- (14) 本件訴訟に参加した動機
- (15) その他本案に関する一切の事項

以上